

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月10日
【会社名】	TLホールディングス株式会社
【英訳名】	TL Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢野 広一
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神南一丁目15番8号
【電話番号】	03-6275-2012
【事務連絡者氏名】	取締役財務統括 佐藤 浩二
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神南一丁目15番8号
【電話番号】	03-6275-2012
【事務連絡者氏名】	取締役財務統括 佐藤 浩二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,100,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 2,005,100,000円 (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び 当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の 払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資され る財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	25,000個
発行価額の総額	5,100,000円
発行価格	1個につき204円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成21年7月27日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	TLホールディングス株式会社 経営企画管理本部
割当日	平成21年7月27日
払込期日	平成21年7月27日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 麻布支店

(注) 1. 本新株予約権の発行については、平成21年7月10日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		Brilliance Hedge Fund	
割当新株予約権数		25,000個	
払込金額		5,100,000円	
割当予定先の内容	住所	P.O. Box 30592, Cayside, 2nd Floor, Harbour Drive, George Town, Grand Cayman KY1-1203 Cayman Islands.	
	投資一任勘定委託先	Brilliance Capital Management Pte. Ltd.	
	事業の内容	投資業	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の出資の金額	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係等	人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
当該証券の保有に関する事項		該当事項はありません	

(注) 1. 割当予定先の内容及び当社との関係は、本有価証券届出書提出日現在のものです。

2. 新株予約権発行の目的

現在の財務状況

米国のサブプライムローンに端を発したグローバル金融市場の混乱は、世界的な信用収縮と市場株価水準の暴落、為替の急激な変動など、実態経済にも影響し、設備投資の縮小、雇用環境の悪化など極めて厳しい状況となっております。当社グループは、平成18年12月期より4期連続して営業損失を計上する予定であり、また、営業キャッシュフローがマイナスの状態が継続しております。当該状況により、平成19年12月期以降におきまして、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当該疑義を早期に解消すべく、平成20年2月15日開催の取締役会にて策定した「経営改善計画」に沿って、収益の改善と財務基盤の強化を図り、持続的に安定した経営を目指して、当社グループのコアコンピタンスであるオープンソースソフトウェアの開発力を基盤に、ソフトウェア開発・販売事業、付加価値の高いソリューション事業からより付加価値の高いITサービス事業への転換を推進しております。また、当社グループが平成13年度より進出している成長著しい中華人民共和国（以下「中国」といいます。また、以下日本と併せて「戦略的地域」といいます。）を注力すべきマーケットとして位置付け、戦略的地域へ経営資源を集中し、収益の改善と財務基盤の強化を進め、企業価値の最大化を図ることを基本方針とした事業展開を進めております。

資金調達の経緯

このような状況の中、財務基盤の強化と新規事業への投資及び運転資金の調達を目的として、平成20年11月7日を払込期日として第三者割当増資を行いました。一部失権が生じたため、当初予定しておりました調達が十分行うことができませんでした。当新株発行による資金調達は将来必要となる資金であったため、当面の資金繰りへは影響はなかったものの、不足分を補うため新たな資金調達の準備を進める中、当社グループの中国における将来の収益源になる新たな投資機会に恵まれ、財務基盤の強化と新規事業への投資及び運転資金の調達を目的として、China Satcom Investment Limitedを割当先とする第三者割当の第10回新株予約権（行使請求期間平成21年4月2日～平成21年8月31日。以下「第10回新株予約権」といいます。）の発行を行い、本日まで総数120個（72,000株相当）の新株予約権の内、32個（19,200株相当）が行使され、発行価額と併せて総額302,160,000円を調達しておりますが、当社グループの資金需要は満たされていない状況であります。

なお、平成20年11月7日付けにて調達した資金240百万円につきましては、一部失権が生じた状況ではあります。資金使途であります中国におけるデータセンター事業及びIP電話事業の設備資金として約168百万円（ハードウェア購入代約68百万円、権利使用許諾の前払い約100百万円）を充当し、当該事業の運転資金として約72百万円（人件費約40百万円、家賃約15百万円、事務諸費約17百万円）を充当しております。平成21年4月2日付けにて発行いたしました新株予約権の行使により調達した資金302百万円につきましては、行使が進んでいない状況ではあります。資金使途であります中国における後述の電話財布事業の設備投資として約240百万円（ハードウェア購入代約57百万円、システム使用料の前払い約138百万円、電話財布事業と親和性の高い上海春天旅行社有限公司の買収資金約45百万円）、運転資金として約25百万円（人件費約15百万円、外注費約8百万円、事務諸費約2百万円）及び調達に関する諸費用として約25百万円を充当し、既存事業の運転資金として約12百万円を充当しております。当該投資を行うことで、当社グループが推進いたしますより付加価値の高いITサービス事業への転換により新たな売上と利益源を得るばかりでなく、後述いたしております平成21年6月よりサービスを開始したCJ-LINX事業のサービスメニューの「決済サービス」及び「ITインフラストラクチャーの提供サービス」の基幹インフラストラクチャーとして利用する予定であり、CJ-LINX事業とのシナジー効果創出により当該事業に必要な投資額を低減しており、より高い投資リターンの実現を通じた企業価値向上に寄与するものと考えております。

資金リスク

第10回新株予約権の行使により得た資金は、その資金使途に沿って、当社グループが、中国電信集团公司（以下「中国電信」といいます。）、北京銀信網創科技有限公司、中国農業銀行、中国民生銀行及び華夏銀行が合作事業として推進する中国電信の次世代ネットワーク（以下「NGN」といいます。）及びIP網を利用した固定及び携帯電話決済サービス事業（以下「電話財布事業」といいます。）へ参画するための投資として使用しております。しかしながら、不安定な金融市場の影響により、当初予定していた時間軸で行使が進んでいない状況と行使請求期間が平成21年8月31日までとなっていることを考慮すると、以下の資金リスクが存在し、早急に対応する必要があります。

- (ア) 第10回新株予約権による資金調達の内、一部は当社グループの既存事業（OS事業、PHP事業及びソリューション事業）の運転資金として充てる予定でありましたが、電話財布事業への投資が先に支出せざるを得ない状況であったため、当社グループ既存事業の資金の確保が未完了となっていること。
- (イ) 当社グループの持続的な企業価値向上による既存及び潜在株主様の利益増大へと繋がる、中国での将来の収益源となります電話財布事業への投資及び運転資金が十分確保できていないこと。

新たな事業展開

当社グループは、より付加価値の高いITプラットフォームサービス「CJ-LINX事業」の展開を開始しております。CJ-LINX事業とは、前述の電話財布事業において提供する固定及び携帯電話による決済サービスを一つのサービスメニューとし、日本の中小企業が中国へ進出する際に必要とするIT及びビジネスインフラストラクチャーを中国進出のフェーズに応じてワンストップで提供するサービス事業であります。具体的なサービスについては、後述の〈参考〉にて記述しております。

当社グループが、CJ-LINX事業を開始するに至った経緯としましては、市場規模と市場の成長性にあります。以下の理由により、市場規模は大きいと考えております。

- (ア) 日本には約150万社あまりの中小企業が存在し、その内14.5万社が中国への進出を検討しているが、初期投資等がボトルネックのため、中国へ進出しきれない状況であります。これら14.5万社がCJ-LINX事業の潜在顧客数であります。この潜在顧客数から当該事業に関連する市場規模としまして約1兆強を推測しております。
- (イ) 中国におけるイーコマース取引額は、既に日本より大きく約17兆円弱あり、また、中国消費者は価格は高めでも高品質の製品及びサービスを求めております。従いまして、高品質な製品及びサービスを提供する能力の高い日本企業にとってシェア拡大の機会が多いと判断します。

また、中国におけるイーコマース取引額は、平成23年には約79兆円に達すると推測され、市場の成長性は高いと考えております。これら、2つの理由により、当社グループが、CJ-LINX事業へ投資を行い、中国への進出を本格的に検討している日本企業に対して、IT及びビジネスインフラストラクチャーを中国進出のフェーズに応じてワンストップで提供するサービス事業を行うことは、当社にとりまして利益をもたらす事業であると考えております。

現在発行しております第10回新株予約権が全個数行使されることにより得られる資金にて、その資金使途に沿って、一部のサービスメニューは構築が可能ですが、当該事業のキーとなる大部分のサービスメニューを構築するには至りません。計画する全てのサービスメニューを揃えてCJ-LINX事業を展開することにより、(ア) 当該サービスにおいて当社グループの最大の強みであるオープンソースソフトウェアの開発力が適用されるエリアが多く、当社グループの技術リソースの最適化が図れる、(イ) 同様なサービスはあるものの、計画する全てのサービスメニューを満遍なく備えたサービスはなく、サービスの差別化が図れる、(ウ) 当社グループが目指す既存事業に加えてより付加価値の高いITサービス事業の展開が実現化される、というメリットがあり売上及び利益の増大が見込めることから、早期の継続企業の前提に関する重要な疑義解消及び黒字化に寄与するものと考えております。従いまして、CJ-LINX事業におけるサービスインフラストラクチャーへの投資資金及び当該事業における運転資金の調達必要性が存在しております。

現時点としましては、平成24年においては、当該事業からの売上約28億円、税引後営業利益7億円を目標としており、この目標が達成された場合は、当該事業の現在価値（割引率15%）は約46億円になる見込みとなります（*）。*今後の経済及び金融情勢、マーケット情勢等の変動により、当該目標は変動する可能性があり、確約するものではありません。

〈参考〉

CJ-LINX事業において、当社グループは、具体的に以下のサービスの提供を随時開始若しくは提供開始の準備をしております。*括弧内はサービスを提供する体制の構築方法

- (ア) 決済サービス（第10回新株予約権が行使されることにより得られる資金を投資することにより構築）
- (イ) 事前の市場調査サービス
- (ウ) 現地視察の各種手配サービス
- (エ) 各種人脈や企業のご紹介サービス
- (オ) 通訳や車の手配サービス
- (カ) 必要な登記・登録作業代行サービス
- (キ) 出張用オフィスの提供サービス
- (ク) B2B / B2Cイーコマースサイトサービス
- (ケ) レンタルオフィスサービス
- (コ) 人事・総務・経理・営業支援等の業務代行（BPO）サービス
- (サ) 人材派遣・紹介サービス
- (シ) ITインフラストラクチャーの提供サービス
- (ス) コールセンターサービス
- (セ) 物流サービス
- (ソ) 資本政策のサポートサービス

資金ニーズ

資金リスクに記載しましたとおり、2つの大きな資金リスクが顕在化しており、当社グループの財務基盤の強化及び企業価値向上の機会損失による既存及び潜在株主様の利益確保の機会損失へと繋がるばかりでなく、当社グループの存続性におけるリスクへと発展する可能性があることから、当該資金リスクへの対処が急務であります。また、新たな事業展開にて記載のとおり、CJ-LINX事業を展開することにより、売上と利益の増大に繋がり、早期の継続企業の前提に関する重要な疑義解消及び黒字化に寄与するものと考えており、CJ-LINX事業におけるサービスインフラストラクチャーへの投資資金及び当該事業における運転資金の調達必要性が存在しております。詳細は後述する2〔新規発行による手取金の使途〕に記載のとおりですが、これら資金ニーズを満たすため、平成21年8月～平成23年7月の2年間において、総額20億円の調達を今回の新株予約権発行の目的としております。

資金調達の方法の検討

現在までに、財務基盤の強化及び新規事業への投資及び運転資金の調達を目的として、既存株主様の希薄化を避けるために、間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、現在の経済状況、自己資本比率低下の懸念、高い支払利息等、当社グループの現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は極めて厳しい状況であります。次に、事業パートナー等による第三者割当の新株式発行による増資等も検討いたしました。新株式発行による増資では、当社グループの現状の業績を鑑みて、投資家様のご同意を得るのは難しい状況にあり、また仮に可能であったとしても一度に希薄化を招く結果になると認識しております。また、行使価額を固定にした新株予約権の発行による増資も検討いたしました。財務基盤の強化及び新規事業への投資を進める中で、将来、企業価値向上が実現される段階における希薄化の懸念を認識しております。このような状況の中、当社グループが確実にタイムリーな資金を調達して行くためには、現時点では、既存株式価値の希薄化懸念による株価に対するインパクトに配慮した仕組みである行使価額修正条項付新株予約権の発行による資金調達が最も有効かつ確実であると判断しております。この度の行使価額修正条項付第11回新株予約権（MSワラント）発行は、財務基盤の強化、収益の改善及び安定的な成長を達成するために実施するものであり、当社グループの事業計画に理解を示していただいたBrilliance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）に割当てるものであります。

第10回新株予約権の取得及び消却

潜在株式数増加による株式の希薄化懸念を低減するため、本新株予約権が発行された場合、当社取締役会は第10回新株予約権の全残個数を取得し消却する方向であり、本件につきましては、China Satcom Investment Limitedより了承をいただいております。

3. 割当予定先の選定理由

当社は現在、早期黒字化を達成することを経営目標に、事業の再構築と組織の抜本的改革を推進しております。具体的な経営目標である早期黒字化を実現すべく、既存事業の再構築、並びに企業価値を高め、業績に貢献できる事業への進出を推進しております。さらに経営管理体制の強化充実が上場企業として存続し、今後の成長を継続していくために不可欠な要素であると認識し、組織体制の整備に注力しており、当該目的を達成するために資本増強が不可欠であると考えます。割当先を選定するにあたって、当社の経営方針、将来的な目標を理解していただき、ご協力いただけるという視点から、パートナーの選定を主眼に複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の展開についてご賛同いただける先を模索してまいりました。また、投資方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思がないことも条件として、協議を重ね、当社の状況や資金調達目的・事業方針に理解を示していただける引受先であることや海外ファンドであるため保有目的が純投資であり、当社の経営に介入する意思がないことを確認した上で、Brilliance Hedge Fundを割当て先とする決定に至りました。新株予約権の発行方法につきましては、柔軟かつ機動的な資本強化を行いたいという当社の考えにご理解をいただいた上で決定しております。

割当先及び割当先の投資一任勘定委託先等における反社会勢力との取引関係及び資本関係について

割当先におきましては、割当先が反社会勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、当該割当先の投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte. Ltd.の役員又は議決権を持つすべての関係者に暴力団、暴力団員又はそれに順ずる者である事実はないことを確認いたしております。また、上記とは別に、同社が反社会勢力の影響を受けているか否か、並びに同社役員が犯罪歴や警察当局から何らかの対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関に調査を依頼いたしました。その結果、割当先の投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte. Ltd.について反社会勢力の影響を受けている事実がないこと及び同社役員についても全く問題がない人物であることの回答を得ております。なお、割当先への出資者は管理会社であるATC Group（*1）のアドミニストレーションサービスによる調査及び投

資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte. Ltd. における個別面談（属性のチェック）の実施による調査により、ダブル体制で調査を実施し出資の可否を判断しており、現時点において反社会勢力の影響を受けている事実がないことを確認しております。割当先及び割当先の投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte. Ltd. についてインターネット上の記事等についても確認いたしました。反社会的勢力との関係を伺わせる事実は存在しませんでした。

- * 1 . ATC Groupは、1893年に設立されオランダに本社を置き世界17カ国 / 地域に展開するファイナンシャルサービスを提供する国際企業であり、ヘッジファンドアドミニストレーションサーベイにおいて、2006年 - 2007年には2年連続で、“Top Rated” の評価を受ける。

割当先及び割当先の投資一任勘定委託先並びに投資一任勘定委託先の代表者について

割当先であるBrilliance Hedge Fundは、純投資を目的に、自己資金及び日本人を含む富裕層から出資され、組成されたファンドであります。また、投資市場は日本を中心とした上場企業としており、投資対象も株式・債券・転換社債・ワラント・為替・投信・金利などあらゆる金融商品及び先物・オプション・スワップなどの派生商品とするなど、それぞれ範囲を限定し、一定の条件を満たした上で、運用を行っていることが特徴です。また当該ファンドの投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte. Ltd. は平成20年12月に当該ファンドの組成の目的の実現のために設立された法人であります。当該法人の代表者である山田高広氏は、証券業界の出身であり、約17年間の証券会社時代は自己売買部門で、先物現物の裁定取引や、転換権付社債券等を用いた裁定取引などを手掛けるなど、豊富な経験を持っていることに加え、同氏は国内証券外務員資格（1種・2種）を有しており金融における幅広い知識を併せ持っております。また2007年から2008年においてNDC Investment Pte. Ltd. 運用総責任者としての実績もあり、法令諸規則の遵守は勿論のこと、高いレベルでのコンプライアンスの意識を重要視するなど、企業統治においても、信頼できる人物と認識しております。なお当該ファンドは組成して間もないため、現時点において投資実績はございません。

（注）本割当は、日本証券業協会会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

4 . 第三者割当による新株予約権発行の方法を選択した理由

当社グループは、「(2) 新株予約権発行の目的」に記載しましたとおり、平成18年12月期より4期連続して営業損失を計上する予定であり、営業キャッシュフローがマイナスの状態が継続しております。また、当該状況により、平成19年12月期以降におきまして、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。このような状況を解消するため、財務基盤の強化、既存事業の再構築及び新規事業の構築のための事業資金の調達が必要不可欠となっております。資金調達方法を検討するにあたり、当社の事業概要・事業戦略を理解していただけるファイナンスの相手先となり得る事業会社等、多種多様な資金調達手段を検討いたしました。そのような状況の中、引受先の投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte. Ltd. は当社の事業戦略等を理解していただいた上で、既存株式価値の希薄化懸念による株価インパクトや既存株主様の不利益を最小限に抑えたいという当社の意向を受け、新株予約権の発行という方法でご提案いただきました。新株予約権による資金調達を選択するにあたり、次のような事項を重視いたしました。

一度に20億円相当の資金調達を目指すのではなく、新株予約権を発行し、今後の財務基盤の強化、既存事業の再構築及び新規事業の構築の進捗状況等を勘案した上で、当社の判断により機動的、弾力的な資金調達が可能な方法であること

当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと

当社の取締役会決議により、何時でも発行価額相当額で取得でき、当社の指定により行使停止期間を設けることができる仕組みを備えていること

行使が促進される仕組みが備えられ、当社の資金需要に応じた調達が可能なこと

将来、当社株価が上昇した際、希薄化の影響が少ないこと

また、本新株予約権は、行使価額修正条項付（MSワラント）となっておりますが、固定型の新株予約権ではなく、行使価額修正条項付とした理由は次のようになります。

固定型の新株予約権の場合は、株価が上昇局面では行使が促進されますが一気に行使されることにより希薄化が急激に生じる可能性があること、株価の下落局面では促進されない可能性があること、というデメリットを持っております。一方、行使価額修正条項付の新株予約権の場合は、行使価額が時価に応じて修正されること及び本新株予約権は下方のみならず上方にも行使されますので、コンスタントに行使が行われやすいこと、株価水準にかかわらず行使が行われやすいこと、という固定型新株予約権のデメリットを克服することが可能です。前述のとおり、本新株予約権の発行を条件として、第10回新株予約権を取得し消却する予定であることから、本来第10回新株予約権で調達予定であった資金を確実に調達、つまり行使をコンスタントかつ確実にするためにも、市場に連動した行使価額修正条項付新株予約権を発行することといたしました。とりわけ、本新株予約権は行使価額が修正さ

れるため時価と行使価額の乖離が一定程度に保たれること、及び当社の要請による行使停止期間を設けることが可能であるため、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑えることが可能な仕組みとなっております。

その結果、次号に示す本新株予約権の特徴は当社のニーズを満たすものであり、当社の事業再構築と財務基盤強化推進にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回の新株予約権の発行を決議いたしました。なお、本新株予約権の発行を確実にせしめるため、本新株予約権の払込期日である平成21年7月27日より前の段階で払込をしていただき、本新株予約権の発行における払込が完了したことを確認した上で、本新株予約権の発行手続きを行う予定です。また、本新株予約権の発行価額につきまして、割当先より発行日より前に払い込むことの確約をいただいております。また、本新株予約権の発行価額につきまして、割当先より発行日より前に払い込むことの確約をいただいております。また、割当先の投資一任勘定委託先から資金残高に関する確認書を受領しております。

なお本新株予約権の特徴は、次のとおりです。

行使価額

本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前日の株価終値の105%と、時価よりも高く設定されております。

行使価額の修正

本新株予約権は行使価額が修正されますが、下方だけではなく、上方にも修正されます。行使価額の修正は、毎週金曜日を決定日としており、決定日の株価終値の90%に修正されます。

行使価額の修正範囲

本新株予約権の行使価額の修正に関しては、上限行使価額と下限行使価額を設定しております。上限行使価額は、当初行使価額の200%としております。他方、下限行使価額は、当初行使価額の50%としております。これにより、上限値の設定と同様に当社株式の希薄化の進行を防止する効果があります。

取得条項(Any Time Call)

将来的に資金調達ニーズが後退した場合又はより有効な他の資金調達方法が確保された場合、当社取締役会の承認を得て、2週間前の事前通知により、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができ、柔軟な資金調達手段を確保することができます。

行使停止期間

本新株予約権者に10営業日前に書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間を指定することができ、この指定可能期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までとなっております。この、行使停止期間の指定は、未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能であり、行使停止期間の長さには制限はありません。つきましては、例えば当社が他の資金調達手段を具体的に検討している期間に行使を停止させたり、一定以上の希薄化が生じた当社が判断した場合は行使を停止させたりなど、当社の事情により、本新株予約権の行使に制限を設けることが可能です。つきましては、上記と同様に、柔軟な資金調達手段を確保することができます。

行使促進条項

行使価額が時価(大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の取引値をいう。)を上回っている場合は、当社の依頼により、割当先は、本新株予約権の発行要項及び総額買受契約証書の規定に反しない範囲で本新株予約権の行使を促進します。これにより、当社の資金需要に応じた確実な調達が可能になります。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額と行使価額が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の発行価額につきましては、第三者機関に算定を依頼し、第11回新株予約権の発行要項及び割当先であるBrilliance Hedge Fundとの間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果、第11回新株予約権1個の払込金額を金204円といたしました。

当初行使価額は、本新株予約権の特徴、当社株価の推移を鑑み、本新株予約権の発行を決定する取締役会決議日の前日(平成21年7月9日)の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値の105%としております。会社法においては、行使価額は1円以上であれば幾らでも可能ですが、当初行使価額は時価を上回る価額といたしました。また、修正後の行使価額は毎週金曜日の株価終値の90%となりますが、下落時のみ修正される仕組みではなく、上昇時も修正される仕組みとなっており、常に時価を基準とした行使価額となります。

なお、発行価額及び行使価額に関しましては、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される上で、公正に算出されており、有利な発行ではなく、合理的であると判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当による新株予約権の当初行使価額による発行株式数は150,000株であり、当社発行済株式総数139,185株の107.8%に相当します。この第三者割当による新株予約権発行が実施された場合、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、今後の株式市場動向によっては需要供給バランスが大幅に変動し、当社の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。よって既存株主様におかれましては、本新株予約権が行使された直後は、一時的に希薄化が生じます。

しかし当該第三者割当による新株予約権発行は、持続的な企業価値の向上を実現するために、既存事業の再構築及び戦略的地域での事業展開における投資を行うことで、売上及び利益を向上させ、事業成長を加速させることにより、当社グループの安定した業績の拡大に寄与するものと考えております。

また今回の資金調達においては、過大なものではなく、当社グループの競争力、収益力の一層の強化に資するものと判断し、結果として既存株主の利益保護に繋がるものと考えており、当該希薄化の規模は、かかる目的に照らして合理的であると判断しております。

なお、当社平成21年12月期の事業計画どおり、今回の資金調達により、既存事業での安定収益確保がさらに進むことにより、財務基盤の強化が図れるものと考えております。今回発行される新株予約権は行使価額修正条項が付されているため、発行後において、当該新株予約権が全て行使された場合に発行される株式数の修正が発生します。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。</p> <p>なお、単元株式数の定めはない。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項(1)号の出資額を同欄第(2)号の行使価額(但し、同欄第2項及び第3項によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の行使価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り上げ、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、80,000円とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、13,913[発行決議日の前日の終値×105%(円未満切り上げ)]円とする(以下「当初行使価額」という。)</p> <p>2. 行使価額の修正</p> <p>当社は平成21年7月27日[割当日]以降の毎週金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日(但し、決定日に終値(気配値を含む、以下同じ。)のない場合又は決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする、以下同じ。)の株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の、当該日において有効な行使価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(1円未満切り捨て、以下「基準価格」という。)を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、第3項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。但し、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。但し、第3項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の200%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。但し、第3項による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合もしくは当社普通株式の交付を請求できる新株予約権、新株予約権付社債その他の証券又は権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権、新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権、新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権、新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が他のいずれかの調整日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>2,005,100,000円 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行なわれない場合、又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。 別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の定めにより発行価額の総額は調整されることがある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	平成21年7月29日から平成23年7月28日〔割当日の翌々取引日から2年〕までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 TLホールディングス株式会社 経営企画管理本部 2. 取次場所 該当事項なし 3. 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 麻布支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり204円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印した上、「新株予約権の行使期間」欄に定める行使請求期間中に「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、前号の行使請求書を「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

2. 新株予約権の行使制限

- (1) 当社は本新株予約権者に対し、10営業日前に書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間（以下「行使停止期間」という。）を指定することができる。但し、行使停止期間として指定可能な期間は平成23年6月28日〔行使期間満了日の1ヶ月前〕までとする。
- (2) 前号にかかわらず、当社が「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる（なお、取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行う。）。

3. 新株予約権の取得請求権

新株予約権者は、平成21年7月27日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、かつ、当社の定める請求書に取得を請求しようとする新株予約権を表示した上、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印し、「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求の受付場所に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個あたり204円で取得することを当社に対して請求する権利を有する。

4. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。

5．新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,005,100,000	110,000,000	1,895,100,000

(注) 1．払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。

2．本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合は、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

3．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,895百万円については、下記に充てる予定です。

中国において、CJ-LINX事業を立ち上げるために総額1,490百万円充てる予定であり、その内設備資金として約590百万円、資本提携資金として約400百万円、運転資金として約500百万円を充当する予定です。設備投資に充当される約590百万円の内、サーバーやネットワーク機器等のハードウェア購入代として約390百万円、システムやコンテンツ等のソフトウェア開発代として約200百万円を充て、資本提携資金として充当される約400百万円の内、イーコマースサイト関係に約100百万円、ITインフラストラクチャー関係に約100百万円、コールセンター関係に約100百万円、物流関係に約100百万円を充て、運転資金に充当される約500百万円の内、人件費として約208百万円、広告代として約167百万円、その他（家賃等）として約125百万円を充てる予定です。

当社グループの既存事業の運転資金として約405百万円を充て、その内訳は、人件費として約233百万円、広告代として約70百万円、その他（家賃等）として約102百万円を充てる予定です。なお、今回発行する新株予約権につきましては、行使価額修正条項が付されておりますが1個当たりの払込金額は固定のため、発行後において当該新株予約権が全て行使された場合の調達予定額が変更になることはございません。

調達する資金の支出予定時期

平成21年8月～平成22年7月	CJ-LINX事業の設備投資として約590百万円
平成21年8月～平成22年7月	CJ-LINX事業の資本提携として約400百万円
平成21年8月～平成23年7月	CJ-LINX事業の運転資金として約500百万円
平成21年8月～平成22年7月	既存事業の運転資金として約405百万円

戦略的地域での事業展開における投資を行うことで、売上及び利益を向上させ、事業成長を加速させることにより、当社グループの安定した業績の拡大に寄与するものと考えております。

当社グループが早期の業績回復および継続的な成長を果たすためには、当社グループ全体の財務基盤の強化及び安定化と、当社グループにおける事業の再構築及びシナジーの高い事業への前向きな投資が必要であると考えております。そのためには、本新株予約権発行による資金調達により、当社の株主資本比率を高めつつ、選択と集中による事業の再構築及びCJ-LINX事業を行うことで、持続的成長に向けた企業価値向上が可能になると考えております。

また、新株予約権が行使されることにより、中長期的な運転資金や事業投資資金の確保が可能になるとともに、株主資本の増強による財務基盤の強化及び安定化に繋がります。

従いまして、当社といたしましては、当社グループの企業価値向上が株主価値向上に繋がると考えており、これらの資金使途につきましては合理的であると判断しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の資本金は、本有価証券届出書提出日現在、以下のとおり変化しております。

年月日 (発生事由)	資本金		資本準備金	
	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
平成21年1月31日 (ストック・オプションの行使)	2,749	1,463,244	2,749	1,338,538
平成21年4月14日～ 平成21年7月1日 (新株予約権の行使)	132,442	1,595,686	132,442	1,470,980

(注) スtock・オプションの行使により、発行済株式総数が423株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,749千円増加しております。また新株予約権の行使により、発行済株式総数が19,200株、資本金及び資本準備金がそれぞれ132,442千円増加しております。

2 事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第15期）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日（平成21年3月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成21年7月10日）までの間に次の事由が生じております。以下に掲げた「事業等のリスク」の内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所は_____ 罫で示しております。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において判断した事項であります。

(1) 急激な技術革新について

情報サービス、ソフトウェアの関連分野においては、日々新たな技術の開発が進行しており、市場ニーズもドラスティックに変化しております。当社が事業展開を行うにあたっては技術革新及び市場ニーズの変化への的確な対応が求められておりますが、これらに対して適切な対応ができない場合、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(2) オープンソース特有の問題について

開発及び改良

当社グループの事業はオープンソースを中心に展開されております。オープンソースに関連した市場は近年大きく成長を遂げており、これに付随して当社の事業内容も順次拡大してまいりました。しかしながら、オープンソースが今後も市場のニーズに適切に対応し、評価を獲得し続ける保証はありません。従いまして、当社今後の事業継続性及び成長性は、オープンソースの普及、利用、供給の状況といった不確定な要因の影響を受ける可能性があります。

オープンソース技術の開発は、世界中に散在するエンジニアが参加する独自のコミュニティが大きな役割を担っており、当社自身がこの開発をコントロールすることが不可能であると同時に、コミュニティにおいて適時に開発、改良が行われる保証はありません。また、オープンソース・コミュニティとの間で良好な関係を継続できる保証はありません。

LinuxOSに対応するアプリケーション・ソフトウェアの必要性

LinuxOSの普及に当たっては、アプリケーション・ソフトウェアの充実が大きな影響を及ぼします。しかしながら、現在広く普及している商用アプリケーション・ソフトウェアの多くがLinuxOSに対応しておりません。従いまして、当社今後の事業継続性及び成長性は、LinuxOSに対応する商用アプリケーション・ソフトウェアの供給、普及及び利用の状況といった不確定な要因の影響を受ける可能性があります。

(3) システムトラブルの可能性について

当社グループは、製品開発並びに営業活動におきまして、コンピュータシステム及びそのネットワークに多くを依存しております。そのため、セキュリティの強化をはじめ、データのバックアップ体制の構築、データ量やアクセス数増加に応じたハードウェアの増強等、システムトラブル対策を講じております。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、人為的過誤、自然災害等によりシステムトラブルが発生した場合には、当社グループに直接損害が生じるほか、当社グループが提供するサービスの低下を招くなどの影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報セキュリティについて

当社グループの営業上の機密事項及び顧客情報等の管理につきましては、十分に留意すべき事項であると考えており、社内規程の整備やシステムのセキュリティ強化等を通じて情報管理の強化に努めております。しかしながら、外部からの不正アクセスや犯罪行為などの不測事態により当該情報について漏洩等が生じた場合には、損害賠償請求や当社グループの信用失墜等により、以後の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 海外市場への進出に伴う潜在的なリスクについて

当社は、アジア地域を中心とした海外への積極的な事業展開を図っております。アジア経済の伸張は目覚しく、サーバや企業向け、個人向けパソコンに対する需要も大きな伸びを示しております。当社は、アジア各国での需要は中長期的に拡大を続けるものと考えておりますが、政治的、経済的な混乱により一時的な経済の混乱や停滞が生じる可能性もあります。このような場合には、当社製品の需要が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社が海外での事業展開を図るにあたって、進出先の国及び地域における、予期できない法律又は規制の変更、為替相場の著しい変動、政治的、経済的な諸要因により、当社の業績に影響を受ける可能性があります。

(6) 重要な訴訟等におけるリスク

当社グループは、国内外の活動に関して、訴訟、紛争、その他の法的手続きの対象となる恐れがあります。現時点において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておられません。訴訟等のリスクを回避するために、契約書等の作成に当たっては国内外の弁護士からの助言を得ておりますが、将来において、知的所有権や特許の侵害など、重要な訴訟が提起された場合には、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保について

当社の事業継続、技術革新への対応として、高度な開発従事者の維持・確保が不可欠であります。また事業展開を支えるため、営業や内部管理の人材も充実させる必要があります。当社の代表取締役社長である矢野広一は、特に当社の事業推進及び経営の安定に重要な役割を担っております。従いまして、何らかの理由により当社取締役を退任した場合、当社の今後の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。このため、当社では今後とも積極的に優秀な人材の確保を進めて行く方針であります。しかしながら、人材の確保及び社内人材の教育が計画通り進まない場合には、当社の事業に支障を来す可能性があります。

(8) その他の関係会社との関係について

その他の関係会社グループにおける位置付け、その他の関係会社との取引関係、その他の関係会社との人的関係について

a. その他の関係会社の商号等

(平成21年7月10日現在)

その他の関係会社	その他の関係会社の議決権所有割合 (%)	その他の関係会社が発行する株券が上 場されている金融商品取引所等
株式会社LDH	41.46	非上場

(注) 株式会社ライブドアホールディングスは、平成20年8月1日をもって株式会社LDHに社名を変更しております。

b. その他の関係会社の企業グループにおける当社の位置付け

株式会社LDHの企業集団は、平成20年9月末時点で株式会社ライブドア及びその子会社20社、関連会社3社により構成されており、インターネット関連サービスを主業務としながら、これに関連した事業を展開しております。事業の種類別セグメントとしては、インターネット事業、通販事業、その他事業に分類されますが、当社はその他事業に属していません。

c. その他の関係会社との取引に関する事項

当社の財務の安定性確保の目的とした、平成20年4月24日締結の株式会社LDHと当社との間の総額100百万円のコミットメントライン契約は平成20年11月7日付けで契約期間を終了いたしました。本有価証券届出書提出日現在、本契約に基づく借入金残高はありません。

(9) 株式価値の希薄化について

当社は、当社の役員及び従業員の士気の向上及び優秀な人材の確保のため、ストックオプションとして新株予約権(3,916株相当)を付与しております。また、当社は財務体質強化等を目的として、平成21年3月12日開催の取締役会において、China Satcom Investment Limitedを割当予定先とする第三者割当による新株予約権(72,000株相当)を行うことを決議いたしました。また、中国におけるCL-LINX事業の立上げ及び当社グループの既存事業の運転資金の確保を目的として、平成21年7月10日開催の取締役会において、Brilliance Hedge Fundを割当予定先とする第三者割当による新株予約権(150,000株相当)の発行を行うことを決議いたしました。これらの新株予約権は、本有価証券届出書提出日現在における当社の発行済株式数139,185株に対する割合は107.8%に相当し、これらの新株予約権が行使された場合には当社の1株あたりの株式が希薄化し、当社の株価形成に影響を与える可能性があります。なお、潜在株式数増加による株式の希薄化懸念を低減するため、第11回新株予約権が発行された場合、当社取締役会は第10回新株予約権の全残個数を取得し消却する方向であり、当該事項が滞りなく実行された場合、潜在する新株予約権は、当社発行済株式数139,185株に対する割合の110.6%に相当し、希薄化懸念が低減されます。また当社は当該事項について、本有価証券届出書現在の第10回新株予約権者であるChina Satcom Investment Limitedより了承をいただいております。

(10) 第10回新株予約権及び第11回新株予約権の割当予定先について

第10回新株予約権の割当先であるChina Satcom Investment Limitedからは、当社株式の保有方針として、中長期的な継続保有を維持する旨の内諾を口頭にて確認しております。しかし、当該割当先が保有する全ての新株予約権が行使された場合、China Satcom Investment Limitedの保有割合が37.5%近くになることから、今後会社の経営体制に変更が生じる可能性があります。なお、潜在株式数増加による株式の希薄化懸念を低減するため、第11回新株予約権が発行された場合、当社取締役会は第10回新株予約権の全残個数を取得し消却する方向であり、当該事項が滞りなく実行された場合、潜在する新株予約権は、当社発行済株式数139,185株に対する割合の110.6%に相当し、希薄化懸念が低減されます。また当社は当該事項について、本有価証券届出書現在の第10回新株予約権者であるChina Satcom Investment Limitedより了承をいただいております。

第11回新株予約権の割当予定先であるBrilliance Hedge Fundにおいても、当社株式の保有方針として、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりませんが、当社はBrilliance Hedge Fundと締結した総額買受契約において、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は市場動向を見ながら適時適切に売却する方針である条項を入れております。よって、今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性はございません。また、割当予定先である当該ファンドは当社経営陣の知人である信頼できる方にご紹介いただいたファンドであり、自己資金及び日本人を含む富裕層から出資され組成されております。なお、当該ファンドへの出資者については管理会社であるアドミニストレーションサービスにより当該ファンドの出資者が反社会的勢力との繋がりが無いことを確認するとともに、当該ファンドの投資一任勘定委託先から、同内容の誓約書及び資金残高に関する確認書を受領しております。

(11) 資金調達について

新株予約権証券の新規発行により資金調達を行うこととしておりますが、新株予約権については、その性質上、行使価格が市場価格を下回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社グループの経営計画の遂行が困難になる可能性があります。なお、潜在株式数増加による株式の希薄化懸念を低減するため、第11回新株予約権が発行された場合、当社取締役会は第10回新株予約権の全残個数を取得し消却する方向であり、当該事項が滞りなく実行された場合、潜在する新株予約権は、当社発行済株式数139,185株に対する割合の110.6%に相当し、希薄化懸念が低減されます。また当社は当該事項について、本有価証券届出書現在の第10回新株予約権者であるChina Satcom Investment Limitedより了承をいただいております。従って、当該事項が滞りなく実行された場合、残存する第10回新株予約権の全てが消滅するため、予定していた資金調達691,152千円（52,800株相当）の資金調達が困難になる可能性があります。

(12) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況について

当社は、平成18年12月期より4期連続して営業損失を計上する予定であり、また、営業キャッシュフローがマイナスの状況が継続しております。当該状況により、平成19年12月期以降におきまして、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当該状況の解消を図るべく当社として対策を講じてまいりますが、これらの対策が計画どおり進捗しなかった場合、当社事業に支障を来す可能性があります。

3 臨時報告書の提出

平成21年6月26日提出の臨時報告書

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

China Satcom Investment Limited（チャイナ・サットコム・インベストメント・リミテッド）

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 12,000個

異動後 19,200個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 9.09%

異動後 13.79%

（注）総株主等の議決権に対する割合は、平成21年6月26日現在の発行済株式総数139,185株から同日現在の議決権を有しない株式数2株を控除した株式数に基づいて算出した総株主等の議決権の数139,183株を基準として計算しております。

(3) 当該異動の年月日

平成21年6月26日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額、総株主等の議決権及び発行済株式総数

資本金の額 1,595,686,527円

総株主等の議決権 139,183株

発行済株式総数 139,185株

以上

平成21年7月3日提出の訂正臨時報告書

平成21年6月26日に提出いたしました主要株主の異動に関する臨時報告書の記載の一部に誤りがありました。平成21年6月26日付で、割当先であるチャイナ・サットコム・インベストメント・リミテッドより行使価額の振込があり、通常の手順として、振込日を効力発生日として開示をしました。しかしながら、株券電子化に伴い6月30日の株主を確定するために、6月23日から6月30日の行使に関しては制度上できないため、受付日を7月1日へ訂正する必要があり、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

(1) 訂正内容

訂正箇所は_____を付して表示しております。

（訂正前）

2 報告内容

(3) 当該異動の年月日 平成21年6月26日

（訂正後）

2 報告内容

(3) 当該異動の年月日 平成21年7月1日

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	平成21年3月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第1四半期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日	平成21年5月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月27日

ターボリナックス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 南 成人
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中 川 隆 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているターボリナックス株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターボリナックス株式会社及び連結子会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は前連結会計年度209,454千円、また当連結会計年度1,221,895千円の当期純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義を反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

ターボリナックス株式会社

取締役会 御中

清友監査法人

指定社員 公認会計士 田口 邦宏
業務執行社員

指定社員 公認会計士 人見 敏之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているターボリナックス株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターボリナックス株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、継続して営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローがマイナスとなっており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義を反映していない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり
 - (1) 会社は希望退職者募集を決議し実施した。希望退職者に対する退職一時金等約41百万円は、翌連結会計年度において特別損失に計上される予定である。
 - (2) 会社は第9回新株予約権の発行を決議し、平成21年2月20日にその発行価額の全額の払込が完了した。
 - (3) 会社の連結子会社のエイミーストリートジャパン株式会社は、平成21年2月10日付けで音楽配信事業を休止した。
 - (4) 会社は、平成21年3月26日開催の第15期定時株主総会において、平成21年5月1日付で会社分割を行なうことを承認された。
 - (5) 会社は、平成21年2月20日に発行した第9回新株予約権の取得及び消却を平成21年3月26日に行った。
 - (6) 会社は、平成21年3月12日開催の取締役会において、第10回新株予約権の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月12日

TLホールディングス株式会社
取締役会 御中

清友監査法人

指定社員 公認会計士 田口 邦宏 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 人見 敏之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているTLホールディングス株式会社（旧会社名ターボリナックス株式会社）の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、TLホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の注記に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結累計期間において、継続して営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローがマイナスとなっており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義を反映していない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり
 - (1) 会社は、第10回新株予約権の発行を決議し、平成21年4月2日にその発行価額の全額の払込が完了した。
 - (2) 第10回新株予約権の一部行使が、平成21年4月14日及び平成21年5月1日になされた。
 - (3) 会社の連結子会社のCJ-LINX株式会社は、平成21年5月1日開催の取締役会において、子会社2社の株式を取得することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月27日

ターボリナックス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 南 成人
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中 川 隆 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているターボリナックス株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターボリナックス株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は平成18年度190,679千円、また当事業年度1,206,653千円の当期純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

ターボリナックス株式会社

取締役会 御中

清友監査法人

指定社員 公認会計士 田口 邦宏
業務執行社員

指定社員 公認会計士 人見 敏之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているターボリナックス株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターボリナックス株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、継続して営業損失を計上し連結ベースの営業キャッシュ・フローがマイナスとなっており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義を反映していない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり
 - (1) 会社は希望退職者募集を決議し実施した。希望退職者に対する退職一時金等約32百万円は、翌事業年度において特別損失に計上される予定である。
 - (2) 会社は第9回新株予約権の発行を決議し、平成21年2月20日にその発行価額の全額の払込が完了した。
 - (3) 会社の連結子会社のエイミーストリートジャパン株式会社は、平成21年2月10日付けで音楽配信事業を休止した。
 - (4) 会社は、平成21年3月26日開催の第15期定時株主総会において、平成21年5月1日付で会社分割を行なうことを承認された。
 - (5) 会社は、平成21年2月20日に発行した第9回新株予約権の取得及び消却を平成21年3月26日に行った。
 - (6) 会社は、平成21年3月12日開催の取締役会において、第10回新株予約権の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。